平成２３年（フ）第８１号
愛媛県松山市宮西３丁目４番43号　メゾン町見203号
債務者　石崎　志保
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第７６３号
高知県高岡郡日高村沖名5195番地１
債務者　田野　利幸
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第９２８号
高知市長浜5241番地　光コーポ５号
債務者　小山サツキ
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第８１号
高知市愛宕町１丁目６番１号　コートクレソン303
債務者　里見　伸也
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１２９号
高知県南国市大埇甲1232番地の３
債務者　梶田　順治
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３３号
高知市北本町３丁目９番19号
債務者　黒川　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３５号
高知市縄手町72番地15
債務者　廣末　容久
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
高知地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３８号
福岡県飯塚市相田181番地202
債務者　高原　冨子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２０号
福岡県大川市大字中古賀535番地１　ニューバリーＡ棟
債務者　前田　良太
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２１号
福岡県大川市大字中古賀535番地１　ニューバリーＡ棟
債務者　前田　永見
1　決定年月日時　平成23年３月30日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２７号
福岡県大川市大字向島1943番地
債務者　梅﨑キマエ
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２３年（フ）第２８号
福岡県大川市大字上巻258番地１
債務者　石橋　隆徳
1　決定年月日時　平成23年３月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２２年（フ）第１５８号
福岡県田川郡糸田町1045番地17
債務者　小原　　明
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２２号
福岡県田川郡川崎町大字田原129番地
債務者　木村　麻弥
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第２３号
福岡県田川市大字夏吉4208番地30
債務者　早瀬みゆき
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２３年（フ）第７９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3158番地１　町営持田団地Ｅ棟103号室
債務者　花井由美子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第７号
宮崎県日南市瀬貝１丁目６番32号、前住所宮崎県日南市西町２丁目８番11号
債務者　荒川　知子
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所日南支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
宮崎県都城市都北町5494番地１
債務者　大工　常夫
1　決定年月日時　平成23年３月31日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月30日まで
宮崎地方裁判所都城支部